

産婦健康診査費助成について



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸太田町に住民登録されている方で、産婦健康診査を受けられた方 ・令和3年4月1日以降に出産した方 <p>※ただし、令和3年3月31日以前に出産した方や県外出産の方は、償還払いにより助成を行います。申請方法に関しては、下記をご覧ください。</p>
助成回数	1人につき2回
受診時期	1回目：おおむね出産後2週間前後 2回目：おおむね出産後1か月前後 【受診券使用期限：産後8週未満】
助成額	1回の受診につき5,000円を限度額とする。 (5,000円を超える金額については自己負担となります。)
産婦健診時 受診方法	補助券、結果票の太枠内と問診票（質問票①～③）を記入の上 母子健康手帳、別冊とともに医療機関等へお渡してください。
★注意事項★	医療機関に問診票を提出後、その日に必ず問診票の写しをもらってください。
※償還払い による 費用助成	<p>◆対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里帰り出産の方（県外） ・全額自己負担により産婦健康診査を受診した方 ・令和3年3月31日以前に出産した方で、 令和3年4月1日以降に産婦健康診査を受診した方 <p>◆申請方法</p> <p>「産婦健康診査費助成金交付申請書」、「請求書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦健康診査費助成金交付申請書、請求書 ・医療機関等の発行する領収書 ・印鑑、希望される金融機関の口座番号がわかるもの ・医療機関等がエンジンバラ産後うつ病質問票の結果を記載した問診票の写し等 ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等） <p>◆支払い方法</p> <p>希望される金融機関の口座へ振り込みます。</p>
お問い合わせ先	安芸太田町 健康福祉課 TEL (0826) 22-0196